

## 在宅重度障害者介護料支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅重度障害者にかかる介護料の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象)

第2条 在宅重度障害者介護料（以下「介護料」という。）を受けることができる者は、次の各号にいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する身体障害者手帳1級又は療育手帳Aの所持者であること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律144号)による被保護者であり、在宅生活を維持するにあたり、常時他人の介護を要し、他人介護加算が認められた者であること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）による自立支援給付の支給を受けることによっても、なお介護が充足されない者であること。

### (支給申込み)

第3条 介護料の支給を受けようとする者は、所定の申込書により市長に申し込まなければならない。

### (支給決定)

第4条 市長は、前条の申込みに基づき、介護料の支給の可否を決定し、その旨を文書により申込者に通知する。

### (介護料の額)

第5条 介護料の額は月額13,000円とする。ただし、支給の始期および終期が月の中途である場合は、日割り計算にするものとする。

### (介護料の支給)

第6条 介護料の支給は、第4条の支給決定を行ったときから開始し、第2条の支給要件に該当しなくなった日の属する月をもって終わる。

### (介護料の返還)

第7条 虚偽の申込み等により介護料の支給を受けた者があると認められるときは、既に

支給した介護料の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 前各条に規定するもののほか、介護料の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

様式第1号

在宅重度障害者介護料支給申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者

住 所 豊中市

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり、在宅重度障害者介護料の支給を申し込みます。なお、受給のう  
えは、下記介護者にこれを支弁します。

記

1. 介護を受ける者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

2. 介護者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

3. 介護を受けた期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 支給申込金額

円

5. 申込理由

6. 地区担当員の意見

印

様式第2号

## 在宅重度障害者介護料支給決定通知書

年 月 日

様

豊中市長

年 月 日付で支給申込みのあったことについて、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

### 記

1. 在宅重度障害者介護料の支給決定の内容

(1) 支給開始年月日

年 月 日

(2) 支給決定額

月額 円

(ただし、月の中途の場合は日割り計算による)

2. 在宅重度障害者介護料支給の条件

この介護料の支給の趣旨に違反し、もしくは、介護料を他の目的に充当した場合は、介護料支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。